

米原市入札および契約手続等に係る働きかけに関する取扱要領

(目的)

第1条 米原市が発注する建設工事およびこれに関連する調査、測量、設計等の業務の入札および契約の手続等（以下「入札等」という。）に関し、職員が外部の者から「働きかけ」を受けた場合の取扱いについては、別に定めがあるもののほか、この要領で必要な事項を定めることにより、入札等の透明性、中立性および公正性の一層の向上を図ることを目的とする。

(対象とする範囲)

第2条 この要領において、「働きかけ」とは、入札等に関し、職員に対して勤務時間の内外にかかわらず行われる行為で、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の者を競争入札に参加させることまたは参加させないことを依頼する行為
- (2) 特定の者に業務を受注させることまたは受注させないことを依頼する行為
- (3) 特定の者に有利となる発注方法または入札参加条件の選定を促す行為
- (4) 公表前に工事名称、工事概要、予定価格その他発注に関する情報を聞き出そうとする行為
- (5) 公表前に入札参加予定者またはその数を聞き出そうとする行為
- (6) 非公表の設計金額、積算基準または最低制限価格を聞き出そうとする行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該行為により特定の者の便宜、利益または不利益の誘導につながるおそれがあると認められる行為

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為は、働きかけの対象としない。

- (1) 不当要求行為に該当する行為で、その対応が別に定められているもの
- (2) 陳情書、要望書等書面で提出されたもの
- (3) 不特定の者が傍聴できる公開の場（市議会、審議会、公聴会等）で行われたもの
- (4) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの
- (5) 単に入札等に関する事実の確認であることが明らかなもの

(対応、記録および報告)

第3条 職員は、働きかけを受けたときは、応じられない旨および働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう務め、速やかに当該働きかけの内容等を働きかけに関する記録票（別記様式）に記録し、所属長、主管部長および契約主管課長を経て、市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、契約主管課長が必要と認めるときは、当該働きかけを行った者から

意見聴取を行うものとする。

(必要な措置)

第4条 働きかけの内容が刑法(明治40年法律第45条)第96条の3に規定する入札の公正を害すべき行為に該当するおそれがあるとき、または米原市建設工事等入札参加停止基準に規定する入札参加停止の措置要件に該当するときは、警察等関係機関または公正取引委員会に通報するとともに、米原市建設工事等契約審査会に諮るなどの必要な措置を講じるものとする。

2 前項の規定により措置を行ったときは、米原市公式ウェブサイト等でその内容を公表するものとする。

付 則

この要領は、平成22年6月15日から施行する。